

1

面談申込

修学上の困りごとについて相談したい方は、メールまたは電話で予約してください。

2

初回面談

障害者手帳の写し、もしくは診断書等があれば持参してください。面談時、具体的な困りごとや症状等を教えてください。

3

配慮申請から提供開始まで

合理的配慮（※下記参照）の要望があれば、障害学生支援委員会で審議したのち、個別支援会議で具体的な配慮内容を話し合います。

配慮提供は、学生本人が科目担当教員へ書類を持参し、両者で合意が得られたのち開始となります。

4

定期面談・振り返り

定期的な面談のなかで状況を確認し、必要に応じて配慮内容の再調整をします。

スケジュール管理等、修学上の相談のみを希望する場合も、毎週、隔週、月1回などニーズに応じて相談できます。

合理的配慮について（障害者権利条約より）

同条約「第二条 定義」においては、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

申請に必要な書類は障害学生支援室ウェブサイトに掲載しています

保健センター 障害学生支援室

〒186-8601 東京都国立市中2-1

西キャンパス 第2講義棟1階

開室時間：月～木10:00～12:00, 13:00～17:00
（相談受付は16:30まで）

※金土日、祝日、年末年始、および学長の定める休日は閉室となります
<http://www.hit-u.ac.jp/shien/counseling/shougai/shougai.shien.html>

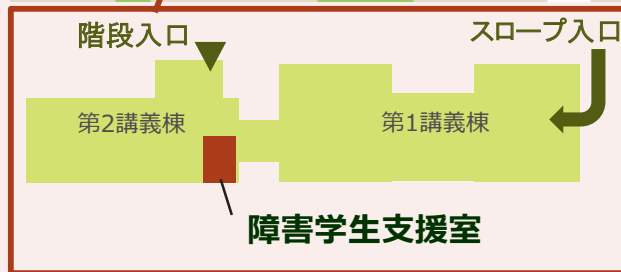
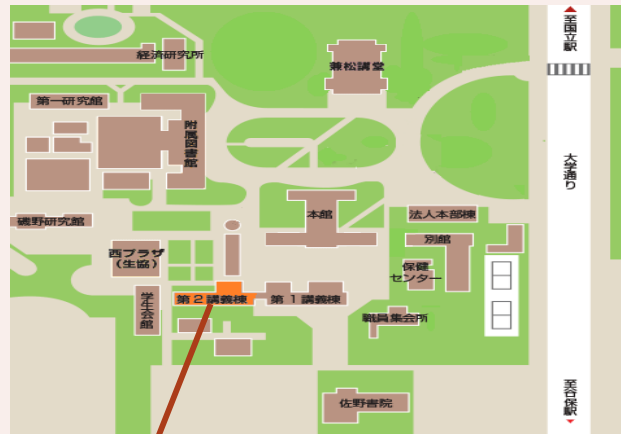


TEL : 042-580-8927

E-mail : stu-ss.g@ad.hit-u.ac.jp

※相談を希望される方は、事前予約をお願いします

メール作成画面はこちら →



障害学生支援室ウェブサイトにてアクセシビリティマップを掲載しています



保健センター

障害学生支援室



国立大学法人

一橋大学

障害学生支援室について

障害学生支援室は、障害のある学生の修学に関する相談に応じ、他の学生と平等に教育を受ける機会を保障するための調整機関です。単位取得や卒業の保証はできませんが、社会的障壁を取り除くための調整を行い、修学をサポートします。

また、学内外の関係者が連携・協働しながら直接・間接の支援提供を行っています。修学支援を希望される在学生の方は、障害学生支援室までお問い合わせください。

支援対象

身体障害、発達障害、精神障害、慢性疾患、難病その他の機能障害等の学生を対象としています。



支援内容

障害学生支援は、原則、本人の意思表示に基づいて手続きを開始します。修学上の合理的配慮を希望される場合、障害学生支援委員会での審議、及び科目担当教員との話し合いを経て具体的な配慮内容を決定します。合理的配慮は修学上の環境の調整であり、単位取得や卒業を保証するものではありません。

支援例

- **すべてに共通**
 - ・ 修学に関する相談
 - ・ 他機関への紹介、連携
- **聴覚障害**
 - ・ 補聴援助機器の貸出
 - ・ 音声認識の修正 等
- **視覚障害**
 - ・ 教科書のテキストデータ化 等
- **肢体不自由**
 - ・ スロープ設置 等
- **発達障害**
 - ・ 授業や試験時の環境調整
 - ・ スケジュール管理 等
- **精神障害**
 - ・ 授業や試験時の環境調整 等
- **性同一性障害**
 - ・ 通称使用 等
- ◆ **学内教職員**
 - ・ コンサルテーション
 - ・ FD/SDの開催

学生サポーター

視覚障害学生が音声で理解できるように資料をデータ化するなど、支援内容に応じてボランティアを募集しています。

学生サポーターは、学びやすい環境作りのために活動しています。支援内容によって、養成講座の受講等が必須となることもあります。

